

## 要求水準書（案）に対する質問・意見回答書

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
1	設計・建設業務編	1	第1章	第1節	1	一般概要	実施方針および要求水準書（案）の質問回答は、入札公告後も有効との認識でよろしいでしょうか。	入札公告では、実施方針を踏まえた、入札説明書や要求水準書を公表し、質問回答も実施することから、無効とお考えください。
2	設計・建設業務編	1	第1章	第1節	5	敷地面積	確認申請上の敷地境界、求積図のCADをご提示ください。	入札公告時に示します。
3	設計・建設業務編	1	第1章	第1節	5	敷地面積	確認申請上の敷地境界が既設工場を含む場合は増築申請になるため、建蔽率・容積率などの検討のために既設の情報が必要です。既設の確認申請資料一式（特に申請書の鑑、敷地求積図、建物求積図など）をご提示ください。	入札公告時に示します。
4	設計・建設業務編	3	第1章	第1節	7	立地条件	井水について、計画に以下の項目の分析結果が必要となるため、ご教示願います。 ・電気伝導度・残留塩素・過マンガン酸消費量・全鉄・全マンガン・ナトリウム・カリウム・マグネシウム・全硬度・アンモニア・塩素・硝酸・硫酸・酸消費量・イオン状シリカ・炭酸・濁度・色度 分析結果が無い場合は事業者による上水及び井水のサンプリングや水質分析は可能でしょうか。	分析結果はありません。サンプリング等の対応については、入札公告時に示します。
5	設計・建設業務編	3	第1章	第1節	7	3)緑化率	添付資料3「緑条例緑地計画図」に示された、緑化率に必要な緑地は、組合様で実施される造成工事内で全て整備されると理解してよろしいでしょうか。本事業で整備する緑地範囲がある場合は、その範囲が分かるCADデータをご提供願います。	南側の植栽については、事業者の所掌とします。CADデータは入札公告時に示します。
6	設計・建設業務編	3	第1章	第1節	7	立地条件 3)緑化率	添付資料の緑条例緑地計画は参考であり、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）を満足させた上で建設事業者が提案を行うものでしょうか。或いは本計画に従うものとなるでしょうか。	添付資料の緑条例緑地計画に基づき整備します。南側の植栽については事業者の所掌とします。
7	設計・建設業務編	3	第1章	第1節	7-5)	敷地周辺設備	上水給水管の取合い点詳細位置図のご提示ください。	入札公告時に示します。
8	設計・建設業務編	4	第1章	第1節	8	工期	敷地造成工事(別途工事)の着工予定は令和6年契約締結日とありますが、造成設計図をご提示ください。	入札公告時に示します。
9	設計・建設業務編	4	第1章	第1節	8	工期	敷地造成工事(別途工事)の竣工予定は令和8年2月下旬とありますが、本事業の工期はスケジュールが厳しい事が予想されるため、造成工事遅延の場合、本事業の竣工予定も順延するようお願いします。	本事業の工期は、発注後の協議事項とします。
10	設計・建設業務編	4	第1章	第1節	8	工期	マテリアルリサイクル推進施設の受入日数は添付資料-23に記載の265日の計画としてよろしいでしょうか。 また、マテリアルリサイクル推進施設への送電電力量を算出するため、想定稼働日数及び稼働時や停止時等の時間別使用電力量をご教示願います。	入札公告時に示します。
11	設計・建設業務編	4	第1章	第1節	8	1)敷地造成工事 (別途工事)	本敷地は法面に囲まれた立地であり、造成工事でも切土法面が新設されますが、安全上支障がない場合、兵庫県建築基準条例第2条「がけ地の安全措置」の規定は適用外と理解してよろしいでしょうか。適用する場合は、がけから建築物までの水平距離や建築物の構造などの具体的な設計条件をご教示願います。	入札公告時に示します。
12	設計・建設業務編	4	第1章	第1節	8	1)敷地造成工事 (別途工事)	敷地造成工事を別途工事（令和8年2月下旬完了予定）として予定されていますが、実施設計段階に敷地造成工事業者と協議のうえ、可能な範囲で仮囲いの設置などの準備工事を令和8年2月頃から実施可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	設計・建設業務編	—	—	—	—	要求水準書の仕様を示す記述方法の説明	「3) □ 書がなく、仕様が示されているもの」の説明文が一部欠落していると思われるので修正の程、よろしくご教示願います。	修正し、入札公告時に示します。
14	設計・建設業務編	5	第1章	第2節	1 1) (1)	年間処理量	「運営・維持管理業務における年間処理量は災害廃棄物を除く37,316t/年とする。」とありますが、事業計画の費用積算はこの年間処理量に基づき積算する、あるいは今後のごみ減量を見越した事業年度毎の異なる計画処理量での積算となるかご教示下さい。	事業年度毎の計画処理量での積算となりますので、入札公告時に示します。
15	設計・建設業務編	5	第1章	第2節	1	処理能力	切断機の仕様決定のため、表中の処理対象物「直接焼却（可燃性大型ごみ含む）36,285t/年」における可燃性大型ごみの処理量（t/年）をご教示願います。	入札公告時に示します。
16	設計・建設業務編	8	第1章	第2節	10	環境基準	環境基準等を遵守する敷地境界線は、添付資料1「現況図」で示された赤線と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
17	設計・建設業務編	10	第1章	第2節	11	処理生成物基準	処理飛灰の基準値として26項目ありますが、一方でP.21の表「引渡性能試験方法（エネルギー回収型廃棄物処理施設）」の4処理飛灰では8項目＋ダイオキシン類とされています。正しくは表に記載の法令で定められた基準を満足すればよいと理解してよろしいでしょうか。	8項目＋ダイオキシン類の基準を満足することとします。修正し、入札公告時に示します。
18	設計・建設業務編	11	第1章	第2節	13	環境保全 5)排水対策	雨水は公共用水域へ放流とありますが、敷地内雨水排水は「資料2 造成計画図(最終造成図)」に記載の洪水調整池に放流して宜しいでしょうか。また放流先の放流条件、取合点についてご提示ください。	洪水調整池への放流を可とします。放流条件、取合点については、入札公告時に示します。
19	設計・建設業務編	12	第1章	第2節	15	安全衛生管理 (作業環境基準) 2)火災対策	敷地内に必要容量を持つ防火水槽を必要数設けるとありますが、事業者にて計画が困難なため必要容量を指定下さい。	造成設計時の消防協議時に決定しますので、入札公告時に示します。
20	設計・建設業務編	12	第1章	第2節	15 4)	水害対策	本建設地は河川や海沿いではないため、本項に示す想定される水害とはゲリラ豪雨などの理解とし、背面山などからの想定外流水はないものと理解してよろしいでしょうか。P36 第12節 1 関係法令等の遵守において、建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和2年6月国土交通省住宅局建築指導課）が挙げられておりますが、本ガイドラインは洪水等を目的としており、また南あわじ市洪水ハザードマップでは建設予定地は該当していないと見受けられるためです。	お見込みのとおりです。
21	設計・建設業務編	14	第1章	第3節	3	実施設計等の進め方	「本組合の指示または承諾を得て変更することができる。この場合は契約金額の増減は行わない。」とありますが、貴組合の指示により大幅な変更が伴う場合は契約金額の変更対象としてください。	契約金額の変更対象は、別途協議により決定します。
22	設計・建設業務編	20	第1章	第6節	2	引渡性能試験方法	排ガスの窒素酸化物の測定箇所が硫黄酸化物、塩化水素と同様にろ過式集じん器の入口及び出口以降において監督員の指定する箇所となっています。しかし、窒素酸化物の除去は炉内での無触媒脱硝で行い、ろ過式集じん器で除去は行わないため、ろ過式集じん器入口での測定は不要と考えられます。つきましては、窒素酸化物の測定箇所は出口の1か所でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	設計・建設業務編	22	第1章	第6節	2	引渡性能試験方法	番号13の試験方法欄に「(4)非常用発電機はJIS B8009に準じる」とありますが、JIS B8009は「往復動内燃機関駆動式交流発電装置」の規格であるため、非常用発電機の形式については、p.107に記載通り提案と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。修正し、入札公告時に示します。
24	設計・建設業務編	22	第1章	第6節	2	引渡性能試験方法	番号13の備考欄に「使用前安全管理審査の合格をもって性能試験に代えるものとする」とありますが、非常用発電機の引渡性能試験方法は、使用許可を得る使用開始前の消防検査（試験方法は非常電源（自家発電設備）試験結果報告書に準じます。）の合格をもって性能試験に代えるものとして良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	設計・建設業務編	30	第1章	第9節	4	施工承諾申請図書	図書は各3部提出と有りますが、電子データのみでの提出でもよろしいでしょうか。	不可とします。
26	設計・建設業務編	37	第1章	第12節	3 5) (2)	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	「事業契約締結後、運営事業者がみなし設置者として電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を選任」とありますが、建設期間中は建設事業者又は運営事業者から選任とさせて頂けないでしょうか。	可とします。修正し、入札公告時に示します。
27	設計・建設業務編	37	第1章	第12節	5	負担金	「電力及び電話等の取合点から本施設までの…負担金が発生した場合は、本組合の負担とする。」と有りますが、電力や電話以外の負担金が発生する場合も貴組合での負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	設計・建設業務編	44	第2章	第2節	1 5) (2)	計量機	「マテリアルリサイクル推進施設側で全量荷降ろしし、可燃ごみ分を簡易計量装置で計量する運用も考えられるため、当該計量データを本計量システムに取り込めるよう配慮しておくこと。」とありますが、当該簡易計量装置はマテリアルリサイクル推進施設側に設置されるものと考えてよろしいでしょうか。また、どのような仕様で取り込むものとするか実施設計時にはご提示頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。仕様については、別途協議により決定します。
29	設計・建設業務編	45	第2章	第2節	1	計量機	5)特記(13)「ピット内に溜まった雨水は側溝に排出すること」とありますが、計量ピット内の排水は雨水排水として直接放流可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	設計・建設業務編	45	第2章	第2節	2-1	プラットフォーム	「幅員（有効）〔18〕m以上」について、18m未満とした場合、車両軌跡等を検討の上で、合理的で安全な計画であれば18m以上の仕様と同等の機能を有していると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。〔 〕の取り扱いを参照してください。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
31	設計・建設業務編	46	第2章	第2節	2-1	プラットフォーム	特記(13)で「ごみピット内のごみを10t車両に積み出しができる計画」とありますが、クレーンで直接投入ができるかを確認するために、車両の荷台の大きさなど車両の詳細がわかる情報をご教示願います。	直接投入の方式も含め、各社にて想定してください。
32	設計・建設業務編	46	第2章	第2節	2 2-1 4) (10)	プラットフォーム	「ダンプ状態での前進を考慮」と有りますがダンプアップ状態での走行は扉前数メートルのみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	設計・建設業務編	48	第2章	第2節	2 4 4) (5)	ダンピングボックス	貴組合で運用されている展開検査について、積荷全量を確認されるのでしょうか。既設での展開検査要領について、御教示ください。また、新施設においても運用方法は踏襲予定でしょうか。	展開検査は積荷全量を確認し、不適物・危険物を除去後、ダンピングボックスへ投入する計画です。展開検査の目的を踏まえ、展開検査要領は事業者にて作成してください。
34	設計・建設業務編	48	第2章	第2節	4 4) (5)	ダンピングボックス	特記事項(5)に記載の搬入車は一般持込ごみを想定されているものと考えて宜しいでしょうか。パッカー車などの展開検査を想定する場合、ダンピングボックスの大きさが現実的ではなくなるため、別途展開検査の方法をご提示させていただきます。	展開検査の方法は、各社の提案としますが、ダンピングボックス投入対象ごみは、一般持込ごみを想定しています。
35	設計・建設業務編	49	第2章	第2節	6	ごみピット	運用上問題のない場合、2段ピットを採用してもよろしいでしょうか。	ピットの形状は、各社の提案とします。
36	設計・建設業務編	50	第2章	第2節	7	ごみクレーン	3) (9)表中で開閉用電動機のED%定格が「連続」とありますが、機器の特性や消費電力削減のため、「連続」ではなく実績のある仕様としてもよろしいでしょうか。	開閉用電動機のED%定格は、各社のご提案とします。
37	設計・建設業務編	50	第2章	第2節	7	ごみクレーン	3) (10)に稼働率が33%以下(手動)とありますが、これは手動投入稼働率であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、手動操作時における稼働率です。
38	設計・建設業務編	50	第2章	第2節	7 4) (5)	ごみクレーン	「クレーンの退避スペースを設け、1基が退避した状態で他1基がごみピット全域をつかむことができるものとする。」とありますが、建屋幅方向が狭いため、運用上、問題のない範囲のクレーンの寄付き寸法とさせていただけないでしょうか。	各社の提案とします。
39	設計・建設業務編	52	第2章	第2節	8 4) (3)	脱臭装置	連続運転時間は全炉運転休止期間以上可能とすることとありますが、脱臭装置の運転は全炉休止期間を想定するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	設計・建設業務編	53	第2章	第3節	1	ごみ投入ホッパシュート	3)主要項目(2)材質 SS400とありますが、「要求水準書(案) P.15 第4節 材料及び機器」に記載ある内容を遵守することを条件として、SS400相当材の海外調達品としてもよろしいでしょうか。	要求水準の遵守を条件に、本組合が承認した場合に限り、SS400相当材の海外調達品使用を可とします。
41	設計・建設業務編	56	第2章	第3節	3	焼却炉本体	3-1 焼却炉 3)主要項目 ケーシング SS400とありますが、「要求水準書(案) P.15 第4節 材料及び機器」に記載ある内容を遵守することを条件として、SS400相当材の海外調達品としてもよろしいでしょうか。	要求水準の遵守を条件に、本組合が承認した場合に限り、SS400相当材の海外調達品使用を可とします。
42	設計・建設業務編	57	第2章	第3節	3	焼却炉本体	3-2 落じんホッパシュート 3)主要項目 材質 SS400とありますが、「要求水準書(案) P.15 第4節 材料及び機器」に記載ある内容を遵守することを条件として、SS400相当材の海外調達品としてもよろしいでしょうか。	要求水準の遵守を条件に、本組合が承認した場合に限り、SS400相当材の海外調達品使用を可とします。
43	設計・建設業務編	66	第2章	第4節	7-4	導電率計	型式は「白金黒電極式導電率計」で指定されていますが、本形式はメーカー・レンジにより入手不可能になるケースがあるため、形式については、提案とさせていただけないでしょうか。	形式は各社の提案とします。〔 〕の取り扱いを参照してください。
44	設計・建設業務編	68	第3章	第4節	11 3) (6)	純水装置	原水水質として記載されている数値は上水の数値であり、最大の数値が記載されているものと考えて宜しいでしょうか。原水質の採取、調査は契約後の実施設計時点で事業者が調査するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	設計・建設業務編	69	第2章	第4節	11	純水装置	4) (2)イオン再生装置の構成として、塩酸貯槽、塩酸計量槽、苛性ソーダ貯槽、苛性ソーダ計量槽とありますが、排水処理装置に本装置に必要な容量を見込んだ貯槽を設ける場合は兼用してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。〔 〕の取り扱いを参照してください。
46	設計・建設業務編	69	第2章	第4節	12	純水タンク	パネルタンクの材質は、一般的な汎用品を採用した場合にはSUS444製ですので、実績のあるSUS444製を採用してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。〔 〕の取り扱いを参照してください。
47	設計・建設業務編	74	第2章	第5節	3-1	有害ガス除去設備	4) (1)反応装置は、ろ過式集じん器を指していると理解してよろしいでしょうか。	有害ガス除去設備は、NO <sub>x</sub> 除去設備を除く、有害ガス(Hc1、SO <sub>x</sub> 等)除去設備を指します。したがって、反応装置とは、ろ過式集じん器を指しています。
48	設計・建設業務編	74	第2章	第5節	3-1	有害ガス除去設備	4) (2)薬品貯留装置の容量に「基準ごみ時2炉使用量の7日分以上」とありますが、特記(7)には、「常に基準ごみ時使用量の7日分以上貯留」とあります。基準ごみ2炉使用量の7日分に加え、通常使用量を見込むものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
49	設計・建設業務編	75	第2章	第5節	3-2	NOx除去設備	6)特記で「(3)タンク、配管他材質は基本的にステンレスとすること。」とありますが、アンモニア水以外の場合、使用材質は事業者の実績に基づき最適なものを選定すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	設計・建設業務編	78	第2章	第6節	1-2	4) 特記	「逆潮電力が最大で2,000kW以下」とありますが、電力会社と協議された項目の内その他の制約事項・注意事項等有ればご教示願います。	特にありません。
51	設計・建設業務編	81	第2章	第7節	5	誘引送風機	形式として電動機軸直結ターボ型のご指定ですが、電動機との接続方式はカップリング接続など事業者提案とさせていただけないでしょうか。その他の送風機についても同様です。	接続方式は各社の提案とします。[ ]の取り扱いを参照してください。
52	設計・建設業務編	82	第2章	第7節	6 5) (6)	煙道	「減温塔以降の煙道材質は耐硫酸露点腐食鋼とすること。」とありますが、適切な腐食措置・実績を踏まえて事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	煙道材質は各社の提案とします。
53	設計・建設業務編	84	第2章	第8節	4	主灰スクリーン	主灰スクリーンは、どのようなものを除去対象としてお考えかご教示願います。	主灰中に含まれる金属類を想定しています。
54	設計・建設業務編	88	第2章	第8節	8-1	飛灰貯留槽	特記(5)に「未処理飛灰での資源化を行う場合、本貯留槽から粉粒体運搬車への積み込みに必要な設備を設置すること。」とありますが、資源化のご予定はありますでしょうか。また、資源化する場合は、設備の仕様や資源化を開始する時期等をご教示願います。	現時点では、資源化の予定はありませんが、未処理飛灰を資源化することとなった場合に対応するため、薬剤処理工程を経ずに搬出するための設備を設けることが目的です。外部委託により資源化することを計画しています。
55	設計・建設業務編	90	第2章	第8節	8-6	処理物ピット	容量が「7日分以上」とありますが、1炉分、2炉分のいずれかお示してください。また、基準ごみ時の7日分以上と考えてよろしいでしょうか。	基準ごみ時の2炉分で7日分以上とします。
56	設計・建設業務編	91	第2章	第9節	1	所要水量	井水の取水量の制限があれば、ご教示願います。	井水取水量の制限はありませんが、現況揚水量0.7m <sup>3</sup> /分を最大としてください。(添付資料-22参照)
57	設計・建設業務編	91	第2章	第9節	2	水槽類仕様	井水は既設配管から分岐とありますが、分岐位置の指定はありますでしょうか。	指定はありませんが、やまなみ苑の井水受水槽は将来において、撤去予定のため、現在の正門付近になります。(添付資料-21参照)
58	設計・建設業務編	92	第2章	第9節	2	水槽類仕様	「上水が断水してもプラント用水として、7日分以上の運転継続ができる容量とすること。」とありますが、井水を使用する場合も7日分以上の運転継続ができる容量とすると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	設計・建設業務編	91	第2章	第9節	2	水槽類	「給水ユニット使用の場合は非常用発電負荷に見込むこと。」とあります。これは、長期停止後の再起動時のウォーターハンマーに対するご懸念からのご指定と推察しますが、ウォーターハンマーに対する対策を行う場合には、非常用発電負荷に見込まないこととさせて頂くことはできないでしょうか。	ウォーターハンマーに対する対策方法は各社の提案とします。
60	設計・建設業務編	93	第2章	第9節	3	ポンプ類仕様	注記として「*井戸ポンプ(敷地外設置井戸用ポンプで現やまなみ苑に専用供給)は既設利用とする。」とありますが、施設完成時には既設ポンプ能力に相当する井水が利用できるかと考えてよろしいでしょうか。また、本施設完成前の試運転中において、井水利用ができるかご教示願います。	お見込みのとおりです。また、本施設完成前の試運転中において、やまなみ苑の井水利用がなくなりますので、新施設の井水利用は可能です。
61	設計・建設業務編	97	第2章	第10節	2 2)	生活排水	マテリアルリサイクル推進施設棟生活排水及びプラント排水についてはご提示の量を最大として見込むことで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	設計・建設業務編	98	第2章	第10節	3-1	有機系排水処理	2)ポンプ類(参考)で各種ポンプの数量が2台交互運転とあります。水中ポンプを採用する場合は、ごみピット排水移送ポンプと同様に2台、内1台倉庫予備としてよろしいでしょうか。また、他の水中ポンプについても同様の考えで計画してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	設計・建設業務編	101	第2章	第11節	-	(概要)	「工事範囲は高圧ケーブル引き込み取り合い点以降の本施設の運転に必要な全ての電気設備工事とする。」とあります。構内引込用第一柱から受電室までの配線方式(地中配線方式、架空配線方式)は、事業者提案でよろしいでしょうか。	構内引込用第一柱から受電室までの配線方式は各社の提案とします。
64	設計・建設業務編	101	第2章	第11節	1	電気方式	(6)操作回路の電源が、AC100VまたはDC100Vとなっていますが、DC24Vの採用もお認めいただけないでしょうか。	DC24Vの採用も可とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
65	設計・建設業務編	101	第2章	第11節		電気設備	マテリアルリサイクル推進施設へ電力を供給（500kW）しますが下記の計画でよろしいでしょうか。 ① 電圧、回線数：6.6kV、1回線 ② フィーダーの電流容量、遮断電流値：600A、12.5kA ③ 時間当たりの消費電力量(kWh/h)：500kW/h ④ 負荷変動：500kW/h(8:00-17:00)、50kW/h(17:00-8:00) ⑤ 力率改善装置：0.95（施設側で対応） ⑥ 高調波流出電流：無（施設側で対応） ⑦ 給電ケーブル用埋設配管：本事業敷地境界最短路施工（本事業）	電力供給の計画は各社の提案とします。
66	設計・建設業務編	101	第2章	第11節		電気設備	6.6kV受電点の短絡電流をご教示願います。	2000A程度と思われませんが、各社で設定してください。
67	設計・建設業務編	101	第2章	第11節		電気設備	「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（令和元年10月7日）」とありますが、版数は最新版が適用されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 修正し、入札公告時に示します。
68	設計・建設業務編	102	第2章	第11節	2-4	高圧変圧器	「(4)絶縁階級」は、「JIS C4306:配電用モールド変圧器」の表記通り耐熱クラスと読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	設計・建設業務編	103	第2章	第11節	2-5	高圧進相コンデンサ	高圧進相コンデンサとありますが、力率改善・高調波抑制効果・変圧器損失低減の観点から、低圧のコンデンサを提案してもよろしいでしょうか。	進相コンデンサの種別については、各社の提案とします。
70	設計・建設業務編	103	第2章	第11節	3	電力監視設備	受電設備・高圧配電設備・蒸気タービン発電機等の監視機能を計装設備のオペレーターコンソールで集中監視を計画しているため、電力監視盤は設置しないシステムを提案してもよろしいでしょうか。	電力監視盤の有無は、各社の提案とします。
71	設計・建設業務編	103	第2章	第11節	4	低圧配電設備	2) 数量中に非常用電源盤の記載がありますが、非常用発電設備（6kV級）で1炉起動を行うため、非常用電源系統の区分は必須ではないと考えています。非常用電源盤の有無は、提案とさせていただけないでしょうか。	非常用電源盤の有無は、各社の提案とします。
72	設計・建設業務編	104	第2章	第11節	5-1	動力制御盤	動力制御盤の形式は、コントロールセンタ(JEM-1195)ではなく、汎用性・市場性・拡張性・経済性等に優れた鋼板製屋内閉鎖自立形（JEM1265、電磁開閉器集合盤方式）を提案してもよろしいでしょうか。	動力制御盤の形式は、各社の提案とします。
73	設計・建設業務編	104	第2章	第11節	5-1	動力制御盤	2) 数量中に非常用動力制御盤の記載がありますが、非常用発電設備（6kV級）で1炉起動を行うため、非常用動力制御盤の区分は必須ではないと考えています。共通動力制御盤等に含める提案とさせていただけないでしょうか。	非常用動力制御盤は、各社のご提案とします。
74	設計・建設業務編	105	第2章	第11節	5-6	ケーブル工事	接地工事について、法定抵抗値を満足するための工法を検討する必要があるため、隣接のやまなみ苑の接地工事施工図（接地極の仕様、埋設深さ等）をご提示いただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
75	設計・建設業務編	106	第2章	第11節	5-7	工事用電源	「補修工事等のために、200V・30kVA の工事用電源を必要箇所にて設ける」とありますが、事業者の運用実績により必要箇所、容量を提案させていただいてもよろしいでしょうか。	必要箇所、容量は、各社の提案とします。
76	設計・建設業務編	106	第2章	第11節	5-7	タービン発電設備 タービン発電機	第11節 電気設備 6 タービン発電設備 6-1 タービン発電機 3) 主要項目（1基につき）（3）力率が空欄ですが、第6節 余熱利用設備 1 発電設備 1-2 発電機（電気設備に含む） 3) 主要設備（1基につき）（2）力率 [0.9]とありますので、6-1 タービン発電機の力率も [0.9]という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	設計・建設業務編	107	第2章	第11節	6	タービン発電設備	「最大送電電量2,000kW 以下」とありますが、短絡容量を制限する装置(限流リアクトル等)は不要と考えてよろしいでしょうか。	短絡容量を制限する装置は、各社の提案とします。
78	設計・建設業務編	107	第2章	第11節	7-1	非常用発電設備 原動機	4) 付属機器の(1)燃料貯留タンク、(2)燃料移送ポンプは、p.57の4-1 助燃油貯留槽、4-2 助燃油移送ポンプと同一の機器と理解してよろしいでしょうか。	燃料が同じ場合は、タンクは共用です。ポンプの専用若しくは共用の有無は各社の提案とします。
79	設計・建設業務編	115	第2章	第12節	3	ITV装置	(2) モニタ設置場所中の「見学者説明室[30]インチのモニタ」とありますが、モニタはp.122に記載の通り[大型プロジェクター]と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	設計・建設業務編	115	第2章	第12節	3 4 1	ITV装置	第12節 計装設備 3 計装機器 4) ITV装置 (1)カメラ設置場所（カメラ設置リストによる）（参考）の備考欄に「ワイパー付」の記載がありますが、水滴が付着するのを防止し視認性を確保できる親水コーティングドーム型カメラを提案してもよろしいでしょうか。	同程度以上の仕様を条件にカメラ設備の詳細は、各社の提案とします。
81	設計・建設業務編	115	第2章	第12節	3 4 2	ITV装置	中央制御室に設置するモニタに関し、画面分割機能を有する大型モニタ（50インチ）を3台設置し、自由度を持たせる案としてもよろしいでしょうか。	同程度以上の仕様を条件にモニタ設置の詳細は、各社の提案とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
82	設計・建設業務編	118	第2章	第12節	6-2	出力機器	1) 日報・月報作成用プリンター、2) 画面ハードコピー用カラープリンタが個別に示されていますが、機能的に共有できる場合は、1 台に集約してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	設計・建設業務編	119	第2章	第12節	7-1	ごみ計量器データ処理装置	(2)項に「計量データを中央制御室、中央操作室及び本組合事務室で．．．」とありますが、中央操作室は非該当の為、「計量データを中央制御室及び本組合事務室で．．．」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 修正し、入札公告時に示します。
84	設計・建設業務編	121	第2章	第13節	5 5-2 2)	説明用パンフレット	建設概要説明用のパンフレットについて、完工時の見学者用として準備することよろしいでしょうか。	工事の着工前や工事期間中に、視察や地域住民への説明等に使用するパンフレットとします。 詳細は別途協議により決定します。
85	設計・建設業務編	123	第2章	第13節	5-6	環境モニタリング装置	(3) 項の「管理事務室で入力した情報」の管理事務室は、名称統一の為、本組合事務室と読み替えてよろしいでしょうか。	「管理事務室」は「中央制御室」が正です。 修正し、入札公告時に示します。
86	設計・建設業務編	125	第3章	第1節	1	計画概要 1) 工事範囲	電波障害対策工事の業務分担が貴組合となっておりますが、建設工事に伴う電波障害調査は事業者範囲と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
87	設計・建設業務編	125	第3章	第1節	1 2)	建設用地 (1)	事業敷地内で工事用の資材置き場、通勤車両駐車場、仮設事務所設置場所確保が困難です。やまなみ苑の周辺緑地帯など、敷地内で工事用として使用可能箇所を提示いただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
88	設計・建設業務編	125	第3章	第1節	1 2) 3)	建設用地	「(3) 計画地盤の高さ、電気・給排水設備の取り合い点、工事範囲エリアは添付資料に図示する通りである。」とありますが、鮮明な添付資料-2及び取り合い点を図示した資料をご提示をお願い致します。	入札公告時に示します。
89	設計・建設業務編	126	第3章	第1節	1 3) (4)	仮設事務所	「必要な備品を設置すること」と有りますが、現時点で想定されているものがありましたら、御教示ください。	必要な備品は、各社の提案とします。
90	設計・建設業務編	126	第3章	第1節	1 3) 3)	仮設道路	工事車両がやまなみ苑内を通行可能との理解でよろしいでしょうか。通行の制約・ルールなどありましたらご提示をお願い致します。	お見込みのとおりです。通行の制約・ルール等は協議によります。
91	設計・建設業務編	126	第3章	第1節	1 4)	安全対策 (5)	原則として工事用車両の待機は区域内で行い、周辺道路に支障とならないようにすること。とありますが、「区域内」とは事業予定地（造成エリア、既設エリア）と解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
92	設計・建設業務編	127	第3章	第1節	1	計画概要 6) 測量及び地質調査	エネルギー回収型廃棄物処理施設建設部分のボーリングデータがないことや岩の硬さが不明なことから費用・工期について正確に算出することが困難となります。このため、RQD、岩級区分、弾性波速度などの岩石調査項目を含む追加の地質調査の実施をお願いできないでしょうか。不可の場合、入札の公平性のため、見込むべき地質条件を設定いただけないでしょうか。また、地質条件により見積提案で想定していた工法・工期等に変動が生じた場合には費用・工期について協議をお願い致します。	入札公告時に示します。 費用・工期については、必要に応じて別途協議により決定します。
93	設計・建設業務編	127	第3章	第1節	1 8) 9)	工事関係車両の走行ルート	県道125号線から工事エリアへの車両走行ルートと当該ルートにおける車両制限についてご教示下さい。	入札公告時に示します。
94	設計・建設業務編	128	第3章	第1節	1 8) (13)	施工方法及び建設環境影響対策	「出入口等に誘導員を配置し…」との記載について、P126 4) (4)においては「必要に応じて警備員を配置して」との記載です。工事期間中における車両出入口部においては、交通誘導員を配置すること、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	設計・建設業務編	128	第3章	第1節	2	施設配置計画 3) 見学者動線計画 (1)	「見学者ルートは場内の連絡も含め考慮すること」とありますが、「円滑な見学説明を行えるよう動線を計画すること。」との理解でよろしいでしょうか。または「避難動線に考慮すること」との理解でよろしいでしょうか。	「円滑な見学説明を行えるような動線の計画」及び「避難動線」に考慮することとします。
96	設計・建設業務編	128	第3章	第1節	1	9) 作業日及び作業時間	「作業日は原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日」と記載がありますが、働き方改革の残業時間規制を考慮したうえで、監督および作業員の作業日を4週8休とし、土曜日、祝日についても作業を可能とさせていただけないでしょうか。	作業日は協議により決定します。
97	設計・建設業務編	128	第2章	第1節	1	9) 作業日及び作業時間	「作業時間は原則として、午前8時30分から午後5時」と記載がありますが、体操・朝礼や作業準備、作業後の片付け作業の時間は上記に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	作業時間は協議により決定します。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
98	設計・建設業務編	131	第3章	第2節	1 2) (1) ① (イ)	(1) 受入供給設備	①斜路（設ける場合）において、(イ)「プラットフォームランプウェイの勾配は1/12以下とし、…」との記載について、狭小地でもあることから他施設などでも提案させて頂いている1/10での提案としてもよろしいでしょうか。	1/12以下を標準としますが、勾配は極力小さくするものとし、詳細は協議により決定します。
99	設計・建設業務編	133	第3章	第2節	1	(6) 通風設備室	「誘引通風機、空気圧縮機は、原則として専用の室に収納し…講ずること」とありますが、要求水準書（案）に記載の騒音・振動基準値を遵守することを前提として、専用室としない計画とさせていただけないでしょうか。	要求水準の遵守を条件に誘引通風機及び空気圧縮機を専用室としない計画を可としますが、極力、通風設備室を設けてください。
100	設計・建設業務編	134	第3章	第2節	1 2) (10)	エレベータ	「工場内見学箇所が複数階にある場合・・・見学者用エレベータを設置すること。」とあり、「バリアフリー対応とする。ストレッチャー対応とする。」とのご指定があります。このご指定は見学者エレベータに対するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
101	設計・建設業務編	136	第3章	第2節	1 3) (1)	管理諸室平面計画	貴組合職員用エリアにおける設置階指定のある諸室について、事業者の提案とさせて頂くことは可能でしょうか。	設置階は各社の提案とます。修正し、入札公告時に示します。
102	設計・建設業務編	137	第3章	第2節	1 3) (1)	本組合用防災備蓄倉庫	防災備蓄品として、貴組合にて最低限必要と考えているものについてご提示をお願い致します。	要求水準書（案）運営・維持管理業務編 P32 「第7節」記載のとおりです。
103	設計・建設業務編	138	第3章	第2節	1	3) 管理諸室平面計画	見学者用のエレベータについて、「最上階まで行ける仕様とする」とありますが、最上階とは、見学者エリアの最上階と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	設計・建設業務編	140	第3章	第2節	2	構造計画 2) 基礎構造 (4)	残土処分に関して「工事期間中受入れ不可の場合は、協議により指定地を変更するものとする」と記載があります。処分地が変更となった場合、処分にかかる費用の増減について協議をお願いします。	処分にかかる費用の増減は、協議により決定します。
105	設計・建設業務編	145	第3章	第3節	1	2) 残土処分	「残土は原則として場内処分とすること」とありますが、P.140には「残土処分に関しては、南あわじ市産業廃棄物最終処分場…を指定処分地とする」とあります。どちらが正かご教示願います。	残土は原則として場内処分し、余剰が発生した場合、指定処分地処分とします。
106	設計・建設業務編	146	第3章	第3節	3	土木工事及び外構工事 仕様 2) 洗車場	洗車場をエネルギー回収型廃棄物処理施設棟と一体型とすることを可能として頂きますようお願いいたします。	洗車場の配置は、各社の提案とします。
107	設計・建設業務編	147	第3章	第3節	3 6) (2)	植栽・芝張工事	「周辺緑地は4m幅を基本として計画すること」とありますが、部分的に緑地の幅が4mを不足することは許容される解釈でよろしいでしょうか。	正当な理由があることを条件に可とします。
108	設計・建設業務編	149	第3章	第4節	1 1)	空気調和設備工事	設計に使用する外気条件は「建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課・環境課監修)」に記載の「神戸」の値を採用してよろしいでしょうか。	可とします。
109	設計・建設業務編	149	第3章	第4節	3	給排水衛生設備工事	身障者トイレは、P.134～P.139の諸室のリストに記載の多目的トイレを示すものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
110	設計・建設業務編	150	第3章	第4節	1 4 2)	工場棟人荷用エレベータ	工場棟人荷用エレベータはP134に記載の運営事業者用と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	設計・建設業務編	150	第3章	第4節	4	2) 工場棟人荷用エレベータ	当エレベータの設置位置は、炉室内のメンテナンス用を想定されていると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	設計・建設業務編	152	第3章	第5節	2	照明コンセント設備工事	高天井付器具については昇降式を採用とありますが、昇降設備よりLEDランプの方が耐用年数が長く、メーカーが昇降設備の生産を終了していますので、昇降式の採用取りやめをお願いします。	高天井付器具は、各社の提案とします。
113	設計・建設業務編	152	第3章	第5節	2 5)	照明コンセント設備工事	床洗浄を行う部屋のコンセントの高さは床上70cmと有りますが、70cm以上と解釈してよろしいでしょうか。	70cm程度と解釈してください。
114	設計・建設業務編	153	第3章	第5節	3	防犯警備設備工事	「(1) 敷地内各所に防犯カメラを設置し…」とありますが、防犯カメラは、p.115記号Lの構内道路用を指すと理解してよろしいでしょうか。	防犯カメラは、構内道路を含め必要な箇所に設置することとします。
115	運営・維持管理業務編	目次					目次から第7章 第5節環境学習施設の管理が抜けていますので、修正の程お願いいたします。	修正し、入札公告時に示します。
116	運営・維持管理業務編	2	第1章	第1節	3	本業務対象施設の概要	3) 管理用道路 とは構内道路（添付資料2の赤線内の道路）と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	運営・維持管理業務編	2	第1章	第1節	5	業務実施区域	本施設対象区域とは添付資料3の赤枠内でしょうか。保全森林の管理は運営事業者の業務に含まれますでしょうか。含まれる場合、業務の内容をお示し願います。	本施設対象区域はお見込みのとおりです。保全森林の管理は原則本組合にて管理するものと考えています。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
118	運営・維持管理業務編	5	第1章	第3節	3	生活環境影響調査書の遵守	生活環境影響調査書の遵守とありますので、本調査書をお示しください。	入札公告時に示します。
119	運営・維持管理業務編	8	第1章	第3節	12	災害発生時の協力	震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。とありますが、想定する災害廃棄物の量をご教示願います。	震災廃棄物が発生した場合、その処理量により処理期間が変わりますが、施設規模以内の処理を行います。なお、処理経費は運営・維持管理業務の精算規定によります。
120	運営・維持管理業務編	8	第1章	第3節	13	敷地外井戸ポンプ設備	基本料金及び従量料金単価が改定された場合、運営事業費の改定はいただけますでしょうか。公告にてお示しいただく物価変動改定条項においてご考慮いただきたくお願い致します。	入札公告時に示します。
121	運営・維持管理業務編	8	第1章	第3節	13-1)	運営時の用役	「本施設の運営時に必要となる電気及び敷地外井戸ポンプ設備の基本料金及び使用料金については、運営事業者の負担とする。」とありますが、基本料金、使用料金の具体的な金額を開示いただけますでしょうか。	敷地外井戸ポンプ設備の基本料金及び使用料金については、入札公告時に示します。本施設の電気設備の基本料金及び使用料金については、各社により設定してください。
122	運営・維持管理業務編	8	第1章	第3節	14	各種保険	「本組合は、本施設の所有者として、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済を付保する予定である。」とありますが、保証内容を開示頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。
123	運営・維持管理業務編	8	第1章	第3節	15	地域住民の雇用・地元企業の活用	地元雇用の定義として、転勤者が構成市内へ住民票を移すことでもみなされると解釈してよろしいでしょうか。	地元雇用の定義として、転勤者が構成市内へ住民票を移すことでは満たさないと考えています。詳細は入札公告時に示します。
124	運営・維持管理業務編	9	第1章	第4節		2 提案書の変更 4 契約金書の変更	原則として事業者が応募者として提出した事業提案書は変更できないものとする。とありますが、要求水準書の内容が事業者以外の事由で変更となった場合については、該当部分の事業者提案の変更が可能との解釈でよろしいでしょうか。また、その場合は契約金額の変更も可能との解釈でよろしいでしょうか。	原則として事業者が応募者として提出した事業提案書は変更できないものとしていますが、運営・維持管理業務の内容が変更となった場合については、該当部分の精算は協議により行います。また、その場合は、契約金額の変更ではなく、当該年度における精算により、増減を行います。
125	運営・維持管理業務編	9	第1章	第4節	3	要求水準書記載事項	「本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。」とありますが、当然必要の解釈が難しい場合もあり、また範囲も無限になってしまいます。責任と負担については双方協議の上、決定するとしていただけるようにお願いします。	当然必要と思われるもの以外についての責任及び負担は、協議により決定します。
126	運営・維持管理業務編	9	第1章	第4節	5	本業務期間終了時の引渡し条件	「本組合は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡しに関する検査を行う。」とありますが、組合が実施する検査費用は組合殿負担との理解でよろしいでしょうか。	検査に要する費用は、事業者の負担とします。
127	運営・維持管理業務編	9	第1章	第4節	5-1)	本業務期間終了時の引渡し条件	「建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。」とありますが、機能を維持し、常識的な美観を維持できていれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
128	運営・維持管理業務編	10	第1章	第4節		本業務期間終了時の引渡し条件	また、本組合は本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ等について、運営委託を行う場合において次期運営事業者に対し、原則としてすべてを開示するものとする。とありますが、本契約に関連しない事業者側の秘密情報は開示してはならないとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
129	運営・維持管理業務編	10	第1章	第4節		本業務期間終了時の引渡し条件	建設事業者は、事業期間終了後においても特定部品もしくはその後継部品（以下「特定部品」という。）の製造を継続するとありますが、製造の継続は事業期間終了後何か年でしょうか。	協議により決定します。
130	運営・維持管理業務編	10	第1章	第4節	5	8)本業務期間終了時の引渡し条件	特定部品もしくはその後継部品の“製造を継続する”とともに、その調達には“速やかに規定の価格で提供”とあります。本要件は事業期間終了後において全ての下請け事業者に順守させることは困難であり、事業者がコントロールできる範疇ではないため、“この履行に努めること”としていただけませんか。	“規定の価格で提供”としています。既定の価格とは、契約当初の価格の意味ではなく、物価指数等により、適正であると認められる価格を意味します。
131	運営・維持管理業務編	10	第1章	第4節	5	8)本業務期間終了時の引渡し条件	9)「事業期間終了時において引き続き1年間は大規模な設備の補修及び更新を行うことなく」とありますが、各年度で行う修繕工事は実施される前提と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業期間終了後の翌年度の本組合により承諾された保全計画の範囲は、免責となります。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
132	運営・維持管理業務編	13	第3章	第2節	1	受付管理	「マテリアルリサイクル推進施設の稼働開始後は、可燃ごみと粗大ごみを混載した車両の来場が予想され、」とありますが、混載車両の予想台数についてご教示願います。	システム構築の意味であり、台数等は影響しないと考えますが、必要であれば、各社で設定してください。
133	運営・維持管理業務編	13	第3章	第2節		受付管理	令和17年度より稼働開始予定のマテリアルリサイクル推進施設についてもこれに伴う受付・計量業務も本業務の業務範囲に含むものとする。とありますが、マテリアルリサイクル推進施設の受付・計量業務の詳細に関し公告等で具体的内容を提示していただけるとの解釈でよろしいでしょうか。	マテリアルリサイクル推進施設の受付・計量業務は本施設の受付業務と同様です。
134	運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	4	ごみ処理手数料の納付	ごみ処理徴収金の指定金融機関へ納付について、盗難や紛失のリスク回避のため、警備業者へ納付業務の再委託をすることは可能でしょうか。	可とします。
135	運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節		4 ごみ処理手数料の徴収	ごみ処理手数料の徴収は、徴収代行業務との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
136	運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	4	4 ごみ処理手数料の徴収	「本組合が定める金額を本組合が定める方法で徴収すること。」とありますが、クレジットカードや電子マネーでの支払いを想定されますでしょうか。その場合の手数料の決済取扱いについてご教示願います。	「本組合が定める金額を本組合が定める方法で徴収すること。」とは、「本組合が定める金額を現金若しくは金券（事前購入）を徴収すること」を想定しています。
137	運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	5	受付時間	「受付時間は、（中略）月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分まで（年始1月1日から1月3日を除く）、土曜日の午前8時30分から午後3時までとし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日については、受付を行うこと。」とありますが、平日が祝日の場合は、受付時間は平日と変わらないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
138	運営・維持管理業務編	16	第3章	第8節	3)	焼却残渣の積み込み	セメント原料化を行うこととなった場合においても、積み込み作業は運営事業者が行うこと。とありますが、この場合契約条件の変更により事業費の協議が可能と理解でよろしいでしょうか。	協議により決定します。
139	運営・維持管理業務編	16	第3章	第8節		焼却残渣の積み込み	3)「セメント原料化を行うこととなった場合においても」とありますが、ご想定される受入先の残渣受入基準をご教示願います。	現時点では、資源化の予定はありません。資源化を行うことになった際に別途協議により決定します。
140	運営・維持管理業務編	16	第3章	第9節	2	電力供給	「売電に係る電力会社との契約は本組合の名義で行うものとし、売電収入の帰属先は本組合とする。」とありますが、契約および契約交渉、接続連系等に係る交渉等、電気事業者との交渉等も全て含めて、組合所掌との理解でよろしいでしょうか。	契約に係る交渉等については、事業者は本組合に全ての交渉に協力し、積極的に協議等に参加するものとします。
141	運営・維持管理業務編	16	第3章	第10節		性能試験の実施	「引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を定め、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が本組合と合意した期日に実施すること。」とありますが、想定される項目をご教示ください。	要求水準書（案）設計・建設業務編 P19「2）引渡し性能試験方法」に示す項目、内容とします。
142	運営・維持管理業務編	16	第3章	第10節		性能試験の実施	「当該性能試験は「第1章第4節5.10）」の他、運営開始10年目前後に1回行うこと。」とありますが、第1章第4節5.9)が正でしょうか。	ご指摘のとおりです。修正し、入札公告時に示します。
143	運営・維持管理業務編	18	第4章	第2節		保守管理	井戸ポンプ設備及び同設備からの配管等の状況把握は運営事業者が行うとありますが、設備及び設備から本施設への配管ルート上の定期的な見回りを実施することを想定すれば良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
144	運営・維持管理業務編	25	第5章	第2節	表5.1	業務期間中の測定項目	悪臭の敷地境界（指定する場所）とは、建設工事の引渡し性能試験と同地点の2地点と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
145	運営・維持管理業務編	25	第5章	第2節	表5.1	業務期間中の測定項目	飛灰処理物の重金属の項目及び溶出基準についてご教示願います。	要求水準書（案）設計・建設業務編 P21「2）引渡し性能試験方法」に示す項目、内容とし、基準値は P10「2）処理後飛灰の基準」に示します。
146	運営・維持管理業務編	27	第5章	第3節	4	2)本施設で処理を継続できない場合の対応	処理の継続が困難な場合に関して、事業者の帰責事由に起因する場合のみの対応としていただきたく実施方針添付資料-4リスク分担（案）へ反映していただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
147	運営・維持管理業務編	27	第5章	第3節	4	本施設で処理を継続できない場合の対応	代替の処理施設等の手配は運営事業者が行うものとする、とありますが、一般廃棄物処理の性質上自治体間での調整が必須となるため、代替処理方法については協議により定めるとさせていただきます。	代替処理方法については、別途協議により決定します。
148	運営・維持管理業務編	27	第5章	第3節	4	本施設で処理を継続できない場合の対応	処理に係る費用が運営事業者の負担とされておりますが、リスク分担表に基づく分担（事業者の帰責事由の場合は事業者負担）となる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
149	運営・維持管理業務編	27	第5章	第3節	4	本施設で処理を継続できない場合の対応	「代替の処理施設等の手配は運営事業者が行うものとし、」とありますが、一般廃棄物の域外処理に関する自治体間の協議・調整については、貴組合にご協力いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
150	運営・維持管理業務編	28	第5章	第4節		生活環境影響調査の事後調査	貴組合で行う事後調査に協力することと記載がありますが、想定している作業内容があればご教示願います。	公告時に開示する「生活環境影響調査報告書」の予測値を実績値とした再計算等を考えています。なお、実績値（測定値）は運営・維持管理業務にて計測した実績値とします。
151	運営・維持管理業務編	29	第6章	第1節		本施設の防災管理業務	地域防災にも協力を行うこととありますが、具体的内容がございましたら御示し願います。	別途協議により決定しますが、施設周辺地元が実施する防災教育、防災訓練等を言います。
152	運営・維持管理業務編	31	第7章	第4節	3)	見学者対応	「要求水準書 設計・建設業務編 第2章 第15 節 5 説明用備品類」とありますが、第2章 第13節が正と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 修正し、入札公告時に示します。
153	運営・維持管理業務編	31	第7章	第4節	5)	見学者受入人数の想定	「年間1,200人を想定している。」とありますが、小学校4年生の見学等想定した人数の内訳をご教示願います。	平均30人/日×40校とします。
154	運営・維持管理業務編	32	第7章	第6節	3)	周辺住民との信頼関係構築	「組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。」とありますが、事前に協定内容を把握し、それに対する遵守方法を策定するためにも、協定内容についてご提示願います。	協定を結んだ時点で提示します。
155	運営・維持管理業務編	38	第9章	第2節	-	財務状況のモニタリング	「運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第435 条第2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、事業報告及びこれらの附属明細書の写しを、毎事業年度経過後2ヶ月以内に提出すること。」とありますが、決算時期の都合上年度終了後2か月以内に提出できない場合も想定されます。提出時期については組合殿と協議させて頂けますでしょうか。	お見込みのとおりです。
156	運営・維持管理業務編	38	第9章	第2節	-	財務状況のモニタリング	第2節 財務状況のモニタリングは、SPCを設立した場合に限られるとの解釈でよろしいでしょうか。	SPCを設立した場合に限っていません。
157	運営・維持管理業務編	38	第9章	第4節	-	周辺環境モニタリング	周辺環境モニタリングの具体的内容をご教示願います。	周辺環境モニタリングは主に排ガスに係る環境基準値の確認を考えています。
158	添付資料 (設計・建設業務編)	23	資料15	搬入実績等	-	R2年度 搬入実績	ごみ種別（家庭／事業系）ごとの搬入量データ（R2年度 日最大搬入日/R2年度 集計）を開示頂くことは可能でしょうか。	入札公告時に示します。